

第3回検討会議資料

令和6年7月24日

目次

1	アンケート結果	2
2	宿泊税導入による県観光への影響	20
3	使途の素案	25
4	税制度設計の素案	35
5	使途の明確化（見える化）	48

1 アンケート結果

<アンケートの概要>

●目的

千葉県における宿泊税導入の検討に当たり、宿泊事業者や市町村の抱える課題や、解決に必要な施策を把握するとともに、宿泊税の使途のイメージ、税制度設計（たたき台）について意見を聞くことにより、今後検討会議の参考資料とすることを目的として、関係者を対象としたアンケート調査を実施する。

●対象（回答数） 【主な調査項目】

- ① 宿泊事業者（144件） 【宿泊施設の属性、宿泊施設が抱える課題、活用したい事業（宿泊税の使途のイメージ）、税制度設計（たたき台）、その他意見】
- ② 市町村（45件） 【市町村が抱える課題、現在の観光振興事業の取組み、活用したい事業（宿泊税の使途のイメージ）、その他意見】
- ③ 旅行事業者（71件） 【宿泊税導入による旅行者への影響、宿泊税導入による旅行業者への影響、旅行者増加のために千葉県に求める施策、その他意見】

●実施方法

「ちば電子申請サービス」によるWebアンケート

●調査期間

令和6年5月14日～5月31日

● 宿泊事業者アンケート結果 (n=144) < 宿泊施設の属性 >

- ・ 宿泊施設別にみると、旅館（38.9%）と各種ホテル（計36.9%）で約75%を占めている。【P4】
- ・ 所在エリアは安房地域が31.3%、千葉地域が17.4%の順で回答が多かった。【P4】
- ・ 客室数、収容人数は「1~100」が多く、年間宿泊者数も「1~10,000」が多かった。【P5】

【宿泊施設タイプ】

宿泊施設タイプ	回答数	割合
旅館	56	38.9%
リゾートホテル	20	13.9%
ビジネスホテル	24	16.7%
シティホテル	9	6.3%
簡易宿所（民宿・カプセルホテル等）	16	11.1%
民泊	12	8.3%
キャンプ場（コテージ、グランピング等）	5	3.5%
会社・団体の宿泊所	2	1.4%

計
36.9%

【所在エリア】

所在エリア	回答数	割合
千葉地域	25	17.4%
東葛飾地域	15	10.4%
印旛地域	11	7.6%
香取地域	3	2.1%
海匠地域	11	7.6%
山武地域	5	3.5%
長生地域	7	4.9%
夷隅地域	11	7.6%
安房地域	45	31.3%
君津地域	11	7.6%

1 - 2 宿泊事業者アンケート結果

【客室数】 ※R6.1.1時点

客室数	回答数	割合
<u>1~100以下</u>	115	79.9%
101~200以下	15	10.4%
201~300以下	6	4.2%
301~400以下	1	0.7%
401~500以下	3	2.1%
501以上	4	2.8%

【収容人数】 ※R6.1.1時点

収容人数	回答数	割合
<u>1~100以下</u>	83	57.6%
101~200以下	21	14.6%
201~300以下	21	14.6%
301~400以下	4	2.8%
401~500以下	1	0.7%
501以上	12	8.3%

【年間宿泊者数】 ※R5.1.1~12.31

宿泊者数	回答数	割合
<u>1~10,000以下</u>	84	58.3%
10,001~20,000以下	12	8.3%
20,001~30,000以下	10	6.9%
30,001~40,000以下	6	4.2%
40,001~50,000以下	8	5.6%
50,001以上	20	13.9%

【従業員数】 ※R6.1.1時点

種別	従業員数	人数
正規雇用者	1~10以下	90
	11~50以下	25
	51~100以下	10
	101以上	4
非正規雇用者	1~10以下	49
	11~50以下	55
	51~100以下	8
	101以上	6

1-2 宿泊事業者アンケート結果

【平均的な宿泊料金】 ※1室大人1名の場合

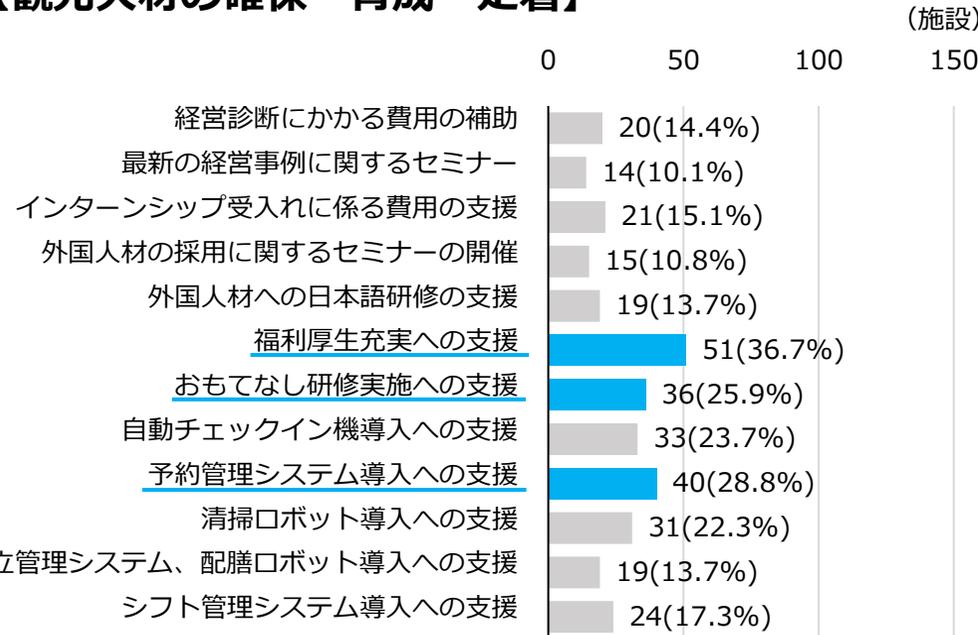
- ・「素泊まり」の場合の平均的な宿泊料金は、「20,000円未満」の宿が計84.8%となっている。
- ・特に「ビジネスホテル」「簡易宿所」「民泊」は安価なところが多い。

宿泊料金	素泊まり		1食（朝食）付き		2食付き	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
～5,000円未満	21	14.6%	14	9.7%	9	6.3%
<u>5,000円～10,000円未満</u>	79	54.9%	53	36.8%	26	18.1%
10,000円以上～20,000円未満	22	15.3%	41	28.5%	55	38.2%
20,000円以上～30,000円未満	7	4.9%	10	6.9%	19	13.2%
30,000円以上～40,000円未満	0	0.0%	1	0.7%	5	3.5%
40,000円以上～50,000円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
50,000円以上	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
設定なし	14	9.7%	25	17.4%	30	20.8%



<使途のイメージについて宿泊税を活用したい事業（宿泊事業者）>

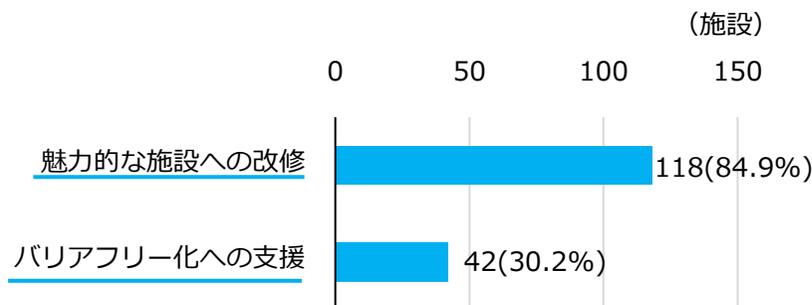
【観光人材の確保・育成・定着】



主なご意見

- 千葉市内にホテル専門学校などの設立
- 若い人材の確保を目的として奨学金返済の補助をお願いしたい
- 調理師を含め従業員の高齢化に対する対策
- 地元出身者の就労(Iターン含)
- 外国人の従業員のための寮を整備したい
- 住み込みのための部屋や寮がないと、客室の一部を使用せたりしている。館内の遊休空間を改装して居室にしたり寮を新設する場合は、資金的な公的補助をご検討願いたい。
- 人手不足の現場が宿泊税を活用したITで省力化がはかれる事は大変ありがたい
- 抜本的な魅力ある大型施設を造るとか意図的に名所を作りあげるとか、将来的に働きたい、働けると思わせなければ人材は観光業に集まってこない

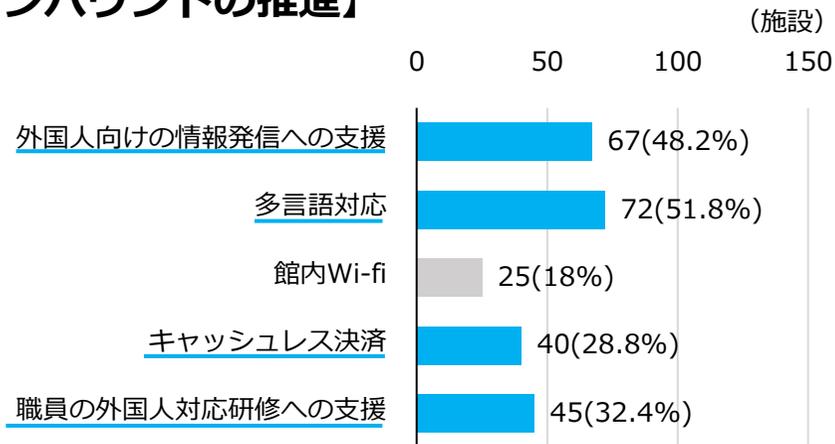
【持続可能な観光地づくり】



主なご意見

- 設備の老朽化による施設の劣化を改修したい
- 観光資源の維持管理。新たな観光資源の開発
- 魅力ある観光地にする事が先決と思う
- 地元の人が、地元呼びたくなる観光地づくりへの施策やイベント、計画作り、NPOとの連携
- 鉄道本数を増やす。交通網の充実
- 外房内房を含む全域への誘客、送客
- 交通が便利になるよう車（レンタカーや観光タクシー）を増やすための施策
- オフシーズンを無くすための観光事業支援
- 日帰り客を泊まりに誘導する
- 認知度を上げるための事業（宣伝・PR等）の実施

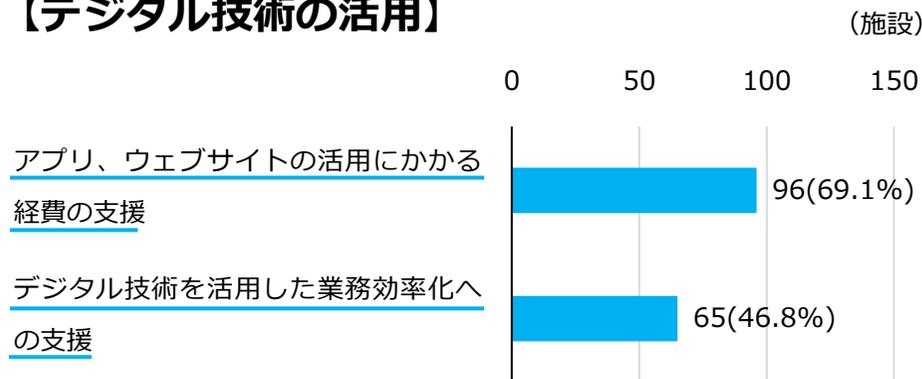
【インバウンドの推進】



主なご意見

- SNSインフルエンサーの活用
- 適切なプロモーションをしっかりとけていくことで、日本への玄関口から1泊ないし2泊をしてもらう
- 観光地の整備、標識・看板等の整備、地域観光PR
- エリア全体でのWifiスポットの充実
- 市町村単位では無く、観光客目線に立った周遊ガイドのシステム化
- 成田空港には近いが、インバウンド客が少ない。送迎の問題が無い団体客やバスツアーなどを誘客したい
- 二次交通の課題改善
- 外国人が魅力を感じられるような名所を地域全体で作りに出せるかが課題
- スタッフに英語以外の言語対応が可能な人材を充実させたい

【デジタル技術の活用】



主なご意見

- 県側のデジタルポータルサイトでの情報発信
- 予約システムを導入したが電話予約との併用で、予約の確認作業が大変
- 人材がない

<宿泊税の税制度設計（たたき台）について>

- ・「税率」は「一律の定額制」が52.8%であった。
- ・免税点に係る質問については「宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収した方が良い」が59.0%であった。

【宿泊税の税率】

選択肢	回答数	割合
<u>一律の定額制</u> (1泊につき100円など、一定額の宿泊税を徴収する)	76	52.8%
段階的定額制 (2万円未満の宿泊料金の場合は1泊につき100円、2万円以上の宿泊料金の場合は1泊につき200円を徴収するなど、宿泊料金に応じて宿泊税の金額が変わる)	26	18.1%
定率制 (1泊の宿泊料金について1%など、一定率を乗じた宿泊税を徴収する)	20	13.9%
その他 (自由記載)	22	15.3%

主なご意見

- ・あえて徴収するなら100円定額制
- ・安い宿泊代の宿では宿泊税を設けてほしくない(例えば1泊7000円以下の宿など)
- ・会計システムの無料改修ができれば、定率制が一番不公平感がないと思います。
- ・お客様からいただくことになると思いますので、それぞれの宿泊施設でお客様のためになるような支援を県から受けられるのかによります。

【宿泊料金が一定額未満の宿泊者から宿泊税を徴収しないことについて】

選択肢	回答数	割合
宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い	45	31.3%
<u>宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収した方が良い</u>	85	59.0%
その他 (自由記載)	14	9.7%

主なご意見

- ・計算が面倒なため、一律徴収にしてほしい
- ・一定にして、高額の方にはかけない方がグレードアップとなり宿泊施設はありがたいです。
- ・入湯税同様に、大人(中学生以上)を対象に徴収した方が良い
- ・宿泊料金が2万円未満なら徴収しない方が良い、本来宿泊税の導入はオーバーツーリズムで困っている県が独自に行うべき(例、富士山周辺県、京都等)千葉県はそれに該当しない。
- ・学生は徴収しない

- ・課税免除に係る質問については「全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき」が56.3%であった。
- ・申告納期限は「毎月分を翌月の末日までに申告納入」が52.1%であった。

【特定の宿泊客から宿泊税を徴収しないことについて】

選択肢	回答数	割合
全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき（例外規定を設けない）	81	56.3%
修学旅行生は宿泊税を免除すべき	36	25.0%
その他（自由記載）	27	18.8%

主なご意見

- ・高校生以下は免除にした方が良い。
- ・修学旅行生及び引率する教員は宿泊税を免除すべき
- ・1万円未満や子供からは徴収しないなど、低金額には免除をお願いしたい。
- ・シニア、身体障害のある方は宿泊税を免除
- ・修学旅行以外でも学生の旅行は免除
- ・小学生以下、65歳以上の宿泊者免除
- ・未成年者は免除にすべき
- ・修学旅行・学生スポーツ大会等は申請して免除
- ・18歳未満は免除すべき
- ・地域柄、海外への修学旅行の際の前後泊利用や、宿泊を伴う高校の勉強合宿などの教育旅行も多くあり、「修学旅行」の定義付けが難しいので、除外規定を設けない方が助かります。

【申告納期限について】

選択肢	回答数	割合
毎月分を翌月の末日までに申告納入（例：3月分を4月末日まで）	75	52.1%
3ヶ月分をまとめて申告納入（例：3～5月分を6月末日まで）	40	27.8%
その他（自由記載）	29	20.1%

主なご意見

- ・消費税と一緒に
- ・1年分をまとめて
- ・6月1 2月年2回
- ・1年分を申告納入
- ・年2回ほどの申告でお願いしたい。
- ・半年分をまとめて申告納入
- ・民泊は県から2ヶ月毎に一度延べ人数延べ日数の集計が出るのでまとめてで良いと思います。
- ・手間を省くため、まとめて1年分とすべき

- ・「eLTAX」利用に関する質問には「利用したい」が48.6%、「利用する予定はない」が36.8%であった。
- ・「会計システム改修」に関する質問は「必要と思われる」が66.7%であった。

【eLTAXについて】

選択肢	回答数	割合
利用したい	70	48.6%
利用する予定はない	53	36.8%
その他（自由記載）	21	14.6%

主なご意見

- ・税理士に任せている
- ・電子申告が義務化されるなら利用する。現在税理士に申告書の作成・送信を依頼している。
- ・人員に余裕がないため、導入が簡易であれば検討させていただきます。
- ・eLTAXがよくわかりません
- ・本社で管理しているのでホテルの方では対応については分かりません。
- ・可能となった時点で弊社経理部と協議、対応図る。

【会計システム改修について】

選択肢	回答数	割合
<u>必要と思われる</u>	96	66.7%
不要と思われる	33	22.9%
その他（自由記載）	15	10.4%

主なご意見

- ・相当高額なシステム変更料となる（数千万）
- ・システムを入れてない
- ・システム業者に確認が必要
- ・まだ分からない

●市町村アンケート結果（n=45）

- ・「宿泊・観光業の課題」については、「宿泊・観光事業者の人手不足」「区域内に人気の観光資源がない」が50%を超え、「外国人向け多言語対応の遅れ」も46.7%であった。
- ・「現在実施している観光振興事業」については、「観光パンフレット・ポスターによるPR」が97.8%で、「国内向けプロモーション」「近隣市町村と連携した周遊企画」も50%を超えている。

【宿泊・観光業の課題】

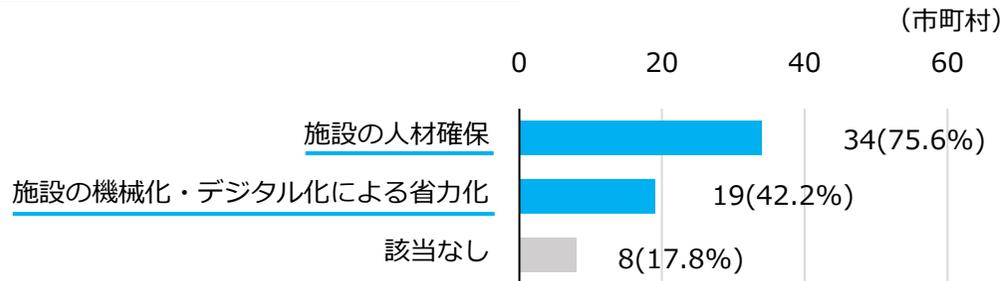
宿泊・観光業の課題	回答数	割合
<u>宿泊事業者の人手不足</u>	26	57.8%
<u>観光事業者の人手不足</u>	26	57.8%
<u>区域内に人気の観光資源がない</u>	24	53.3%
宿泊施設の老朽化	14	31.1%
観光施設の老朽化	16	35.6%
<u>外国人向け多言語対応の遅れ</u>	21	46.7%
宿泊施設のデジタル化の遅れ	6	13.3%
観光施設のデジタル化の遅れ	14	31.1%
その他（自由記載）	10	22.2%

【現在実施している観光振興事業】

実施している観光振興事業	回答数	割合
<u>国内向けプロモーション</u>	30	66.7%
海外向けプロモーション	15	33.3%
教育旅行支援	9	20.0%
<u>観光パンフレット・ポスターによるPR</u>	44	97.8%
<u>近隣市町村と連携した周遊企画</u>	25	55.6%
宿泊支援	4	8.9%
その他（自由記載）	5	11.1%
該当なし（事業なし）	1	2.2%

<使途のイメージについて宿泊税を活用したい事業（市町村）>

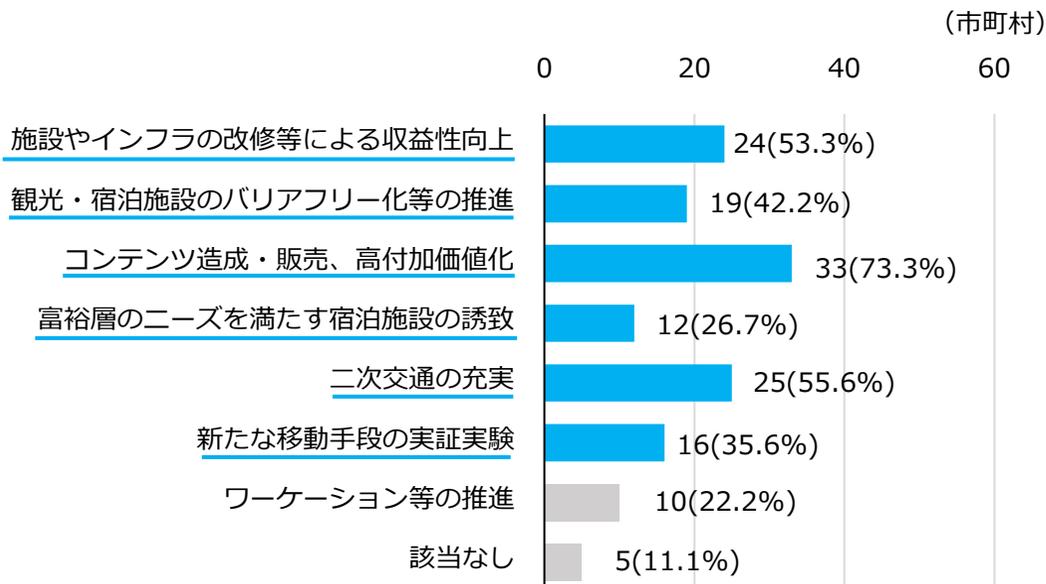
1 観光人材の確保・育成・定着



主なご意見

- 従業員研修の機会の提供
- 使途は観光資源・観光インフラを充実させることを目標に、人材、観光DX、観光まちづくりの目的に寄与したい

2 持続可能な観光地づくり

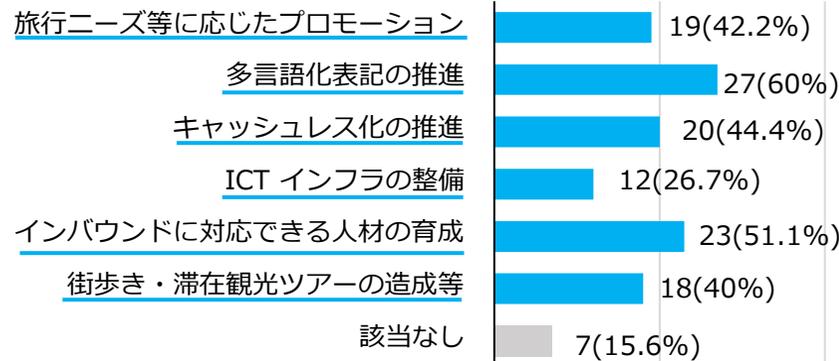


主なご意見

- 宿泊施設への施設改修、先端設備導入の際などの助成制度
- 海辺の魅力づくり推進事業など、観光地域としての活性化を図るための事業助成
- 文化財の保全、ナイトタイムエコノミー支援

3 インバウンドの推進

(市町村)

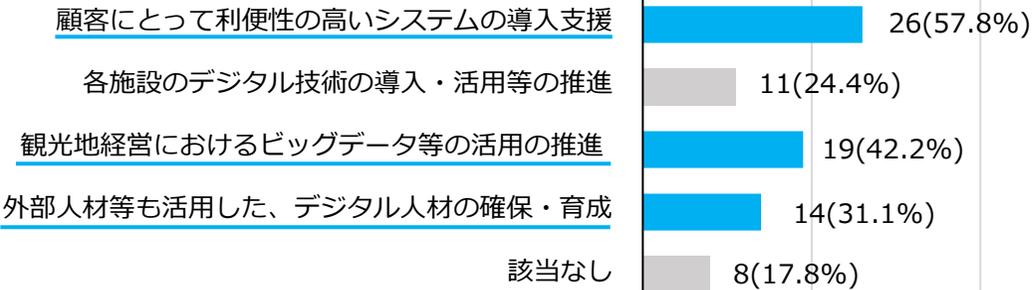


主なご意見

- 受け入れに対する補助
- ガイドの育成・支援
- 県域全体の出入りを含む人流データ、消費データなどの取得と分析結果の共有

4 デジタル技術の活用

(市町村)

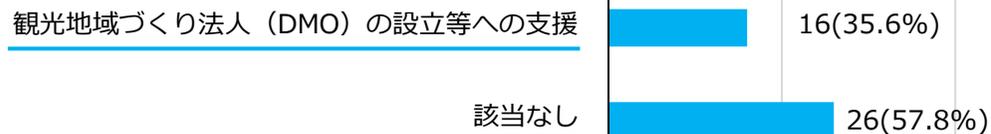


主なご意見

- レジ等のシステム改修
- SNSの活用推進
- ビッグデータの取得にあたっては、特にインバウンドの県内回遊状況、東京への出入り、消費行動を含めたデータとすること
- 単なるデータの取得、提供にとどまらず、データマーケティングを行い、その分析結果を共有すること
- 観光統計の統一化（ビッグデータを活用し、県内自治体の観光入込客数等の収集を行う）

5 DMOの設立等への支援

(市町村)



主なご意見

- 既存のDMOの財政的支援、体制強化（人材含む）
- 設立することが目的とならないように、設立後の支援を手厚くするなどDMOの活動が活発になるように支援してほしい。

● 旅行事業者アンケート結果 (n=71)

- 「千葉県が観光客に数百円程度の宿泊税を求めた場合に想定される影響」では、「影響はない」が52.1%、「活用方法次第で旅行客が増加する」が31.0%であった。

【千葉県が観光客に数百円程度の宿泊税を求めた場合に想定される影響】

想定される影響	回答数	割合
千葉県への旅行客が減少する	8	11.3%
<u>影響はない</u>	37	52.1%
活用方法次第で旅行客が増加する	22	31.0%
その他 (自由記載)	4	5.6%

【「千葉県への旅行客が減少する」と回答した場合の影響 (自由記載)】 (抜粋) (n=8)

- ・長期間の出張や業務で滞在するお客様には、減税、免税の措置がなければ金額面で折り合いが付かなくなる (その分当社や宿泊業者の値下げという本末転倒の可能性も出てくる)
- ・千葉県と他県を比べて検討しているお客様が来県されなくなる可能性がある
- ・日帰り旅行は、旅行資格のないバス会社でも催行できるため、千葉県内の旅行会社としては宿泊を伴う県内旅行を少しでも安く提案できるのが望ましい
- ・千葉県自体の旅館の減少などあり選択肢の少ない中、宿泊税の金額によっては御案内しにくくなる

【「活用方法次第で旅行客が増加する」と回答した場合の千葉県に求める施策】 (n=22)

千葉県に求める施策	回答数	割合
地域の魅力を活かしたコンテンツの造成	14	63.6%
車いす利用者や高齢者に配慮した観光・宿泊施設のバリアフリー化	9	40.9%
観光・宿泊施設の外国人向けのハード整備	14	63.6%
国内外に向けた千葉県のプロモーション	14	63.6%
その他 (自由記載)	4	18.2%

【「千葉県に求める施策」その他 (自由記載)】

- ・幕張メッセ開催のイベント・学会等で宿泊される方に対する施策
- ・団体送客のための足掛かりとして誘客助成金の設定など
- ・観光客のデータ分析の強化などデータ活用
- ・DMOの安定財源として活用し、意欲あるDMOの活動を下支えすることに割り振る

(参考) 宿泊事業者アンケート項目①

宿泊税に関する宿泊事業者アンケート

企業名 _____
 施設名 _____
 所在地 _____
 担当者名 _____
 電話番号 _____
 メールアドレス _____

貴施設の情報について

Q1 貴施設の宿泊施設タイプを選択してください。

- 旅館 リゾートホテル ビジネスホテル シティホテル
 簡易宿所（民宿、カプセルホテル等） 民泊 キャンプ場（コテージ、グランピング等）
 会社、団体の宿泊所

Q2 貴施設の所在エリアについて教えてください。

- 千葉地域（千葉市、市原市、習志野市、八千代市）
 東葛飾地域（市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市）
 印旛地域（成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町）
 香取地域（香取市、神崎町、多古町、東庄町）
 海浜地域（銚子市、旭市、匝瑛市）
 山武地域（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町）
 長生地域（茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）
 夷隅地域（勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町）
 安房地域（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）
 君津地域（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）

Q3 客室数および収容人数について教えてください。

(R6年1月1日時点の、客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入してください)

客室数 _____ 室、 収容人数 _____ 名

Q4 貴施設の年間宿泊者数（R5年1月1日～R5年12月31日）について教えてください。

延べ _____ 人泊

Q5 貴施設の従業員数を教えてください。（R6年1月1日時点）

正規雇用者 _____ 人、 非正規雇用者 _____ 人（実数）

Q6 貴施設の直近の決算年度の売上高（税込み金額）を教えてください。（任意回答）

_____ 千円

Q7 貴施設の平均的な宿泊料金（客単価・税込み価格）を選択してください。①～③について、全てご回答をお願いいたします。

※1人1室を想定していますが、該当がない場合、2人1室の場合の1人分の金額についてご回答をお願いいたします。設定がない場合は、「設定なし」を選択してください。

①大人1名、1泊2食付き

- ～5,000円未満 5,000円～10,000円未満 10,000円以上～20,000円未満
 20,000円以上～30,000円未満 30,000円以上～40,000円未満
 40,000円以上～50,000円未満 50,000円以上 設定なし

②大人1名、1泊1食（朝食）付き

- ～5,000円未満 5,000円～10,000円未満 10,000円以上～20,000円未満
 20,000円以上～30,000円未満 30,000円以上～40,000円未満
 40,000円以上～50,000円未満 50,000円以上 設定なし

③大人1名、素泊まり

- ～5,000円未満 5,000円～10,000円未満 10,000円以上～20,000円未満
 20,000円以上～30,000円未満 30,000円以上～40,000円未満
 40,000円以上～50,000円未満 50,000円以上 設定なし

宿泊業界における貴施設の課題について

Q8 新型コロナウイルス感染症拡大の収束により、観光需要は大きく回復してきておりますが、一方で、従前から宿泊業界が抱えている人手不足等の経営課題の顕在化により増加する需要に十分に対応できない事例も見られます。

そこで、貴施設の課題について、選択をお願いいたします。

・観光人材の確保・育成・定着

【人手不足について】

実際に必要と考える人数を母数として、何%くらい人手が不足していますか。

・フロント業務

- ～10%未満 10%以上～20%未満 20%以上～30%未満 30%以上
 不足していない 該当なし

・予約・デスク業務

- ～10%未満 10%以上～20%未満 20%以上～30%未満 30%以上
 不足していない 該当なし

・清掃業務

- ～10%未満 10%以上～20%未満 20%以上～30%未満 30%以上
 不足していない 該当なし

・食事の準備・配膳

- ～10%未満 10%以上～20%未満 20%以上～30%未満 30%以上
 不足していない 該当なし

・その他バックサポート業務

- ～10%未満 10%以上～20%未満 20%以上～30%未満 30%以上
 不足していない 該当なし

【観光人材の確保・育成・定着に関する貴施設の課題について】（複数選択可能）

- 物価高騰や人手不足等により悪化している経営を改善したい
 外国人材を雇用したいため、雇用の方法等の情報を取得したい
 職場環境等を改善したい
 職員のおもてなし研修等の研修等を実施したい
 省力化のためロボット等を導入したい（自動チェックイン機、清掃ロボットの導入等）
 その他（自由記載）

・持続可能な観光地づくりについて（複数選択可能）

- 施設の快適性や利便性を向上させたい
 車いす利用者や高齢者に配慮した施設のバリアフリー化を進めたい（手すりの設置、貸出用車椅子・入浴備品の購入等）
 その他（自由記載）

(参考) 宿泊事業者アンケート項目②)

- ・インバウンドの推進について（複数選択可能）
 - 外国人向けの情報発信を行いたい（海外OTA（インターネットのみで取り引きを行う旅行会社）の活用等）
 - 外国人向けの施設整備を進めたい（多言語対応、館内Wi-fi、キャッシュレス決済等）
 - 外国人対応できる職員がいない、または、少ないため増やしたい
 - その他（自由記載）

- ・デジタル技術の活用について（複数選択可能）
 - アプリ、ウェブサイトの活用等による効果的な情報提供を行いたい
 - デジタル技術を活用した業務効率化を進めたい（在庫管理・会計システム等）
 - その他（自由記載）

宿泊税の使途のイメージについて

Q9 宿泊税の使途のイメージに関して活用を検討したい事業はありますか。以下のイメージからそれぞれ回答をお願いします。（複数選択可能）

- ・観光人材の確保・育成・定着
 - 経営診断にかかる費用の補助
 - 最新の経営事例に関するセミナー
 - インターンシップ受入れに係る費用の支援
 - 外国人材の採用に関するセミナーの開催
 - 外国人材への日本語研修の支援
 - 福利厚生充実への支援（社員寮の整備への支援等）
 - おもてなし研修実施への支援
 - 自動チェックイン機の導入への支援
 - 予約管理システム導入への支援
 - 清掃ロボット導入への支援
 - 献立管理システム、配膳ロボット導入への支援
 - シフト管理システム導入への支援
 - その他（自由記載）
- ・持続可能な観光地づくり
 - 魅力的な施設への改修
 - バリアフリー化への支援（手すりの設置、貸出用車椅子・入浴備品の購入等）
 - その他（自由記載）

- ・インバウンドの推進
 - 外国人向けの情報発信への支援（海外OTAへの登録等）
 - 多言語対応
 - 館内Wi-fi
 - キャッシュレス決済
 - 職員の外国人対応研修への支援
 - その他（自由記載）

- ・デジタル技術の活用
 - アプリ、ウェブサイトの活用にかかる経費の支援
 - デジタル技術を活用した業務効率化への支援（在庫管理・会計システム等）
 - その他（自由記載）

宿泊税の税制度設計（たたき台について）

Q10 宿泊税の税制度設計（たたき台）について、下記の質問にご回答をお願いいたします。
・千葉県で宿泊税を導入することとなった場合、税率の設定はどのような形が適切と考えますか。

- 一律の定額制（1泊につき100円など、一定額の宿泊税を徴収する）
- 段階的定額制（2万円未満の宿泊料金は1泊につき100円、2万円以上の宿泊料金は1泊につき200円を徴収するなど、宿泊料金に応じて宿泊税の金額が変わる）
- 定率制（1泊の宿泊料金について1%など、一定率を乗じた宿泊税を徴収する）
- その他（自由記載）

・宿泊料金が一定額未満（5千円未満や1万円未満など）の宿泊者から宿泊税を徴収しないことについて、どのように考えますか。

- 宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い
- 宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収した方が良い
- その他（自由記載）

・特定の宿泊客から宿泊税を徴収しないことについて、適切と考えるものがあれば選択してください。

- 全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき（例外規定を設けない）
- 修学旅行生は宿泊税を免除すべき
- その他（自由記載）

・申告納期限のうち、貴施設において対応可能なものを選択してください。

- 毎月分を翌月の末日までに申告納入（例：3月分を4月末日まで）
- 3ヶ月分をまとめて申告納入（例：3～5月分を6月末日まで）
- その他（自由記載）

・eLTAX（*）での宿泊税の電子申告が可能となる場合、貴施設で利用されますか。

- （*）地方税ポータルシステムの呼称、地方税の手続をインターネットを利用して電子的に行うシステム。
- 利用したい
- 利用する予定はない
- その他（自由記載）

・宿泊税の導入にあたり、貴施設で使用している会計システムの改修が必要になるとは考えますか。

- 必要と思われる
- 不要と思われる
- その他（自由記載）

Q11 その他、使途のイメージや宿泊税制度設計（たたき台）についてご意見があればお願いします。（自由記載）

(参考 市町村アンケート項目)

宿泊税に関する市町村アンケート

市町村名 _____
 担当者名 _____
 電話番号 _____
 メールアドレス _____

- Q1 宿泊・観光業の課題として、何が考えられますか。(複数選択可能)**
 宿泊事業者の人手不足 観光事業者の人手不足 区域内に人気の観光資源がない
 宿泊施設の老朽化 観光施設の老朽化 外国人向け多言語対応の遅れ
 宿泊施設のデジタル化の遅れ 観光施設のデジタル化の遅れ その他 (自由記載)
- Q2 現在、貴団体が実施している観光振興事業にはどのようなものがありますか。(複数選択可能)**
 国内向けプロモーション
 海外向けプロモーション
 教育旅行支援
 観光パンフレット・ポスターによるPR
 近隣市町村と連携した周遊企画
 宿泊支援
 その他 (自由記載)
 該当なし (事業なし)
- Q3 千葉県では、県で考える観光施策の方向性と合致する市町村の事業についても支援する方向で検討しています。**
宿泊税の使途のイメージに関して、活用を検討したい事業はありますか。(かっこ内の数字は、別添の他自治体の取組例に対応しています) (複数選択可能)
- ・観光人材の確保・育成・定着
 - 施設の人材確保 (①～④)
 - 施設の機械化・デジタル化による省力化 (⑤)
 - その他 (自由記載)
 - 該当なし
 - ・持続可能な観光地づくり
 - 老朽化した施設やインフラの改修等による収益性向上 (①)
 - 観光・宿泊施設のバリアフリー化、ユニバーサルツーリズムの推進 (②)
 - 地域の魅力を活かしたコンテンツ造成・販売、高付加価値化 (③)
 - 富裕層のニーズを満たす宿泊施設の誘致 (④)
 - 二次交通の充実 (⑤、⑥)
 - 新たな移動手段の実証実験
 - 多様な人材の受け入れに向けたワーケーション等の推進 (⑦)
 - その他 (自由記載)
 - 該当なし
 - ・インバウンドの推進
 - 国・地域ごとの旅行ニーズ等に応じたプロモーション (①)
 - 多言語化標記の推進 (②)
 - キャッシュレス化の推進 (②)
 - ICTインフラの整備 (②)
 - 観光ガイド等のインバウンドに対応できる人材の育成 (③)
 - 街歩き・滞在観光ツアーの造成等 (④)
 - その他 (自由記載)
 - 該当なし

- ・デジタル技術の活用
 - 顧客にとって利便性の高いシステムの導入支援 (リアルタイム観光スポット提案サービス等) (①)
 - 各施設のデジタル技術の導入・活用等の推進 (基幹業務システムの開発・クラウド化等) (②)
 - 観光地経営におけるビッグデータ等の活用の推進 (データ・マネジメント・プラットフォーム等) (③)
 - 外部人材等も活用した、デジタル人材の確保・育成 (④)
 - その他 (自由記載)
 - 該当なし
 - ・観光地づくり法人 (DMO) の設立
 - 観光地域づくり法人 (DMO) の設立等への支援 (①)
 - その他 (自由記載)
 - 該当なし
- Q4 その他、宿泊税の使途のイメージについてご意見があればお願いします。(自由記載)**

(参考 旅行事業者アンケート項目)

宿泊税に関する旅行事業者アンケート

企業名・支店名 _____
所在地 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

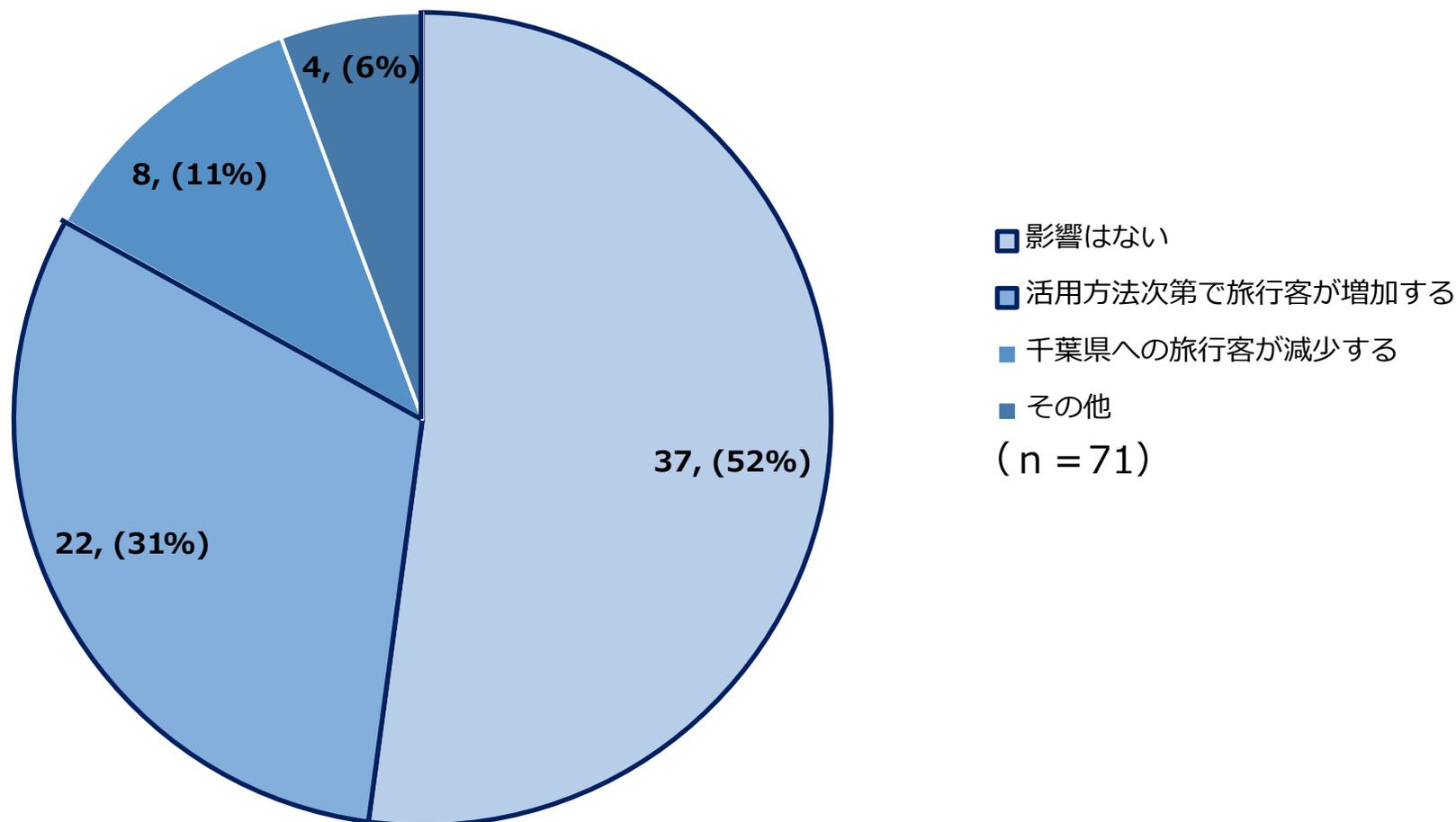
- Q1 千葉県が観光客に数百円程度の宿泊税の負担を求めた場合に想定される影響について教えてください。
- 千葉県への旅行者が減少する
 - 影響はない
 - 活用方法次第で旅行者が増加する
 - その他 (自由記載)
- Q2 上記 Q1 で「千葉県への旅行者が減少する」と回答した場合、想定される貴社の事業への影響について教えてください。(自由記載)
- Q3 上記 Q1 で「活用方法次第で旅行者が増加する」と回答した場合、旅行者増加のために千葉県に求める施策について教えてください。(複数選択可能)
- 地域の魅力を活かしたコンテンツの造成
 - 車いす利用者や高齢者に配慮した観光・宿泊施設のバリアフリー化
 - 観光・宿泊施設の外国人向けのハード整備 (多言語対応、キャッシュレス、Wi-fi 等)
 - 国内外に向けた千葉県のプロモーション
 - その他 (自由記載)
- Q4 その他、用途のイメージや宿泊税制度設計 (たたき台) についてご意見があればお願いします。(自由記載)

2 宿泊税導入による 県観光への影響

設問：千葉県が観光客に数百円程度の宿泊税を求めた場合に想定される影響を教えてください。

結果

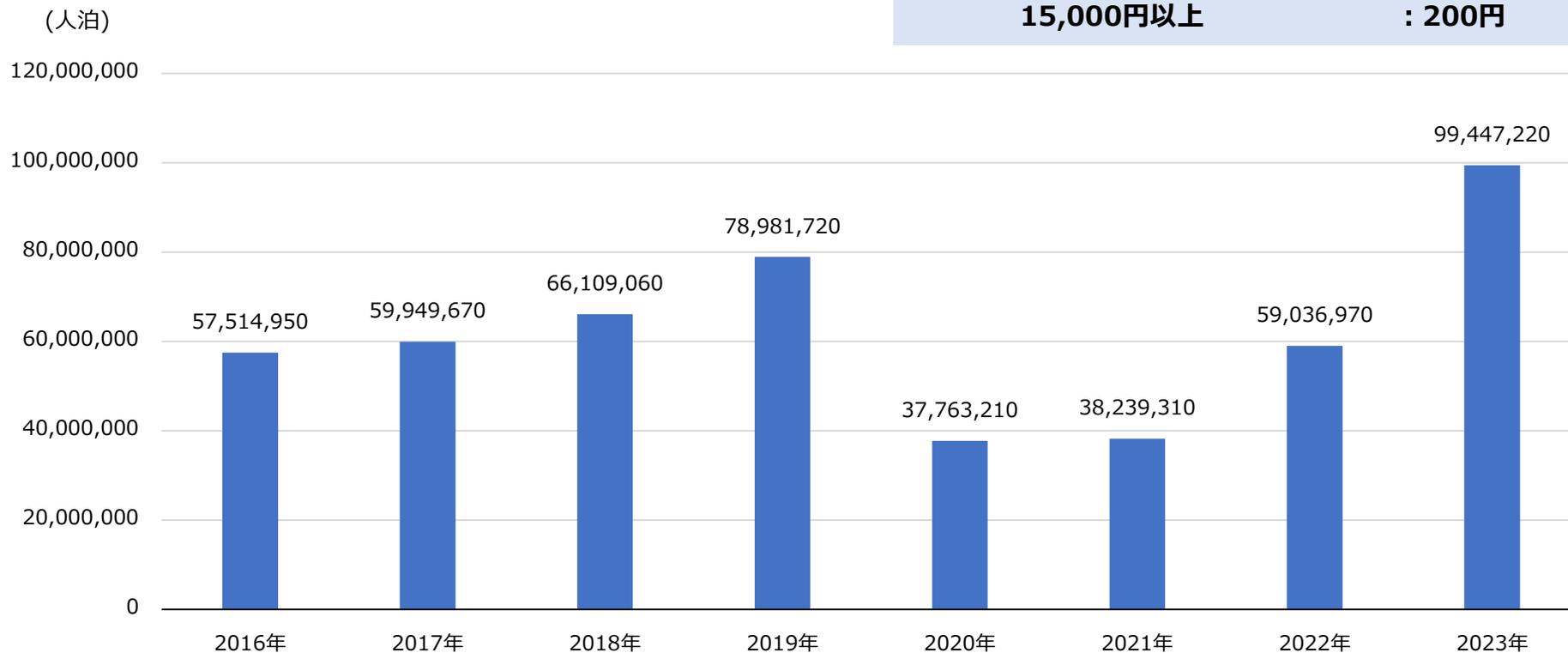
- ・「減少する」と回答したのは8（11%）であった。
- ・一方で、「影響はない」または「活用次第で旅行者が増加する」と回答したのは合計59（83%）であった。



2-2 導入による県観光への影響 <導入済都府県の宿泊者推移>

【東京都】

【税導入時期】平成14（2002）年10月～
 【税率】10,000円以上 15,000円未満：100円
 15,000円以上：200円



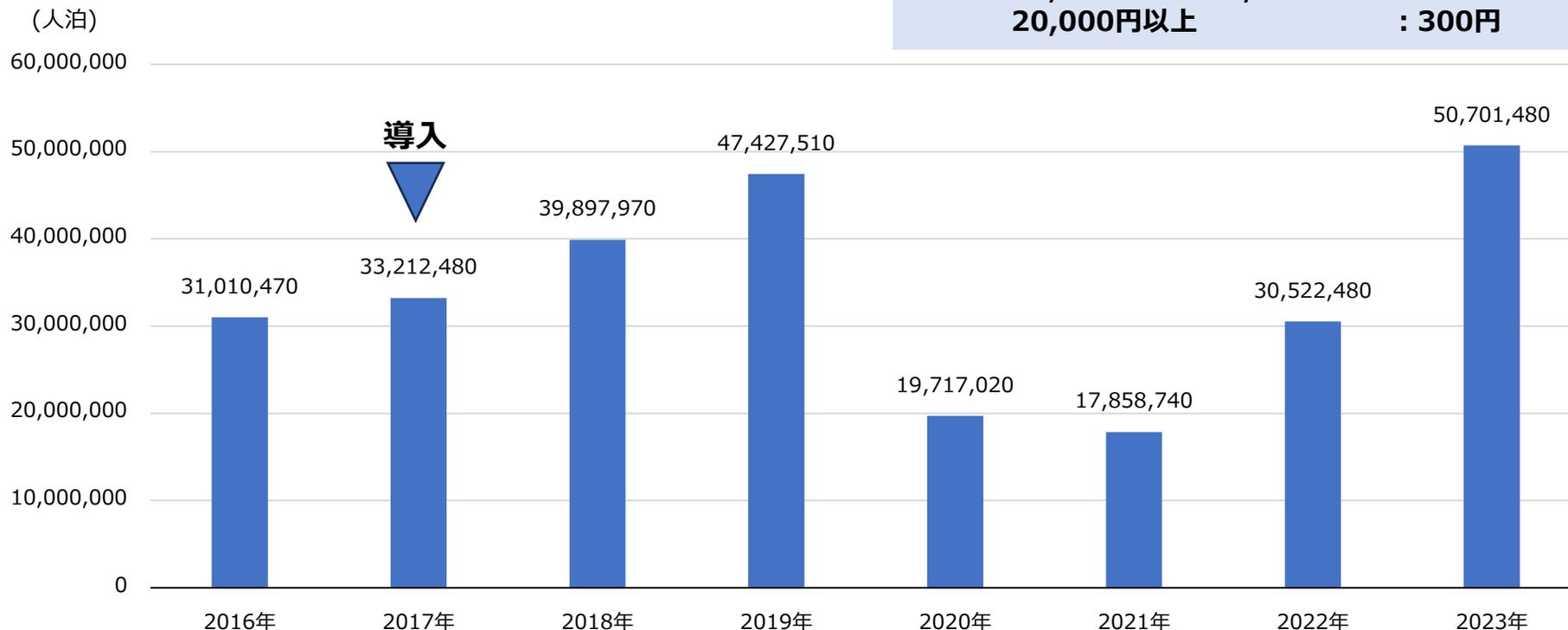
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
延べ宿泊者数	57,514,950	59,949,670	66,109,060	78,981,720	37,763,210	38,239,310	59,036,970	99,447,220
全国順位	1	1	1	1	1	1	1	1
全国比	11.7%	11.8%	12.3%	13.3%	11.4%	12.0%	13.1%	16.1%
延べ宿泊数 (全国)	492,485,160	509,596,860	538,001,500	595,921,480	331,654,060	317,773,850	450,458,460	617,474,940

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

2-2 導入による県観光への影響 <導入済都府県の宿泊者推移>

【大阪府】

【税導入時期】平成29（2017）年1月～
 【税率】 7,000円以上 15,000円未満：100円
 15,000円以上 20,000円未満：200円
 20,000円以上：300円



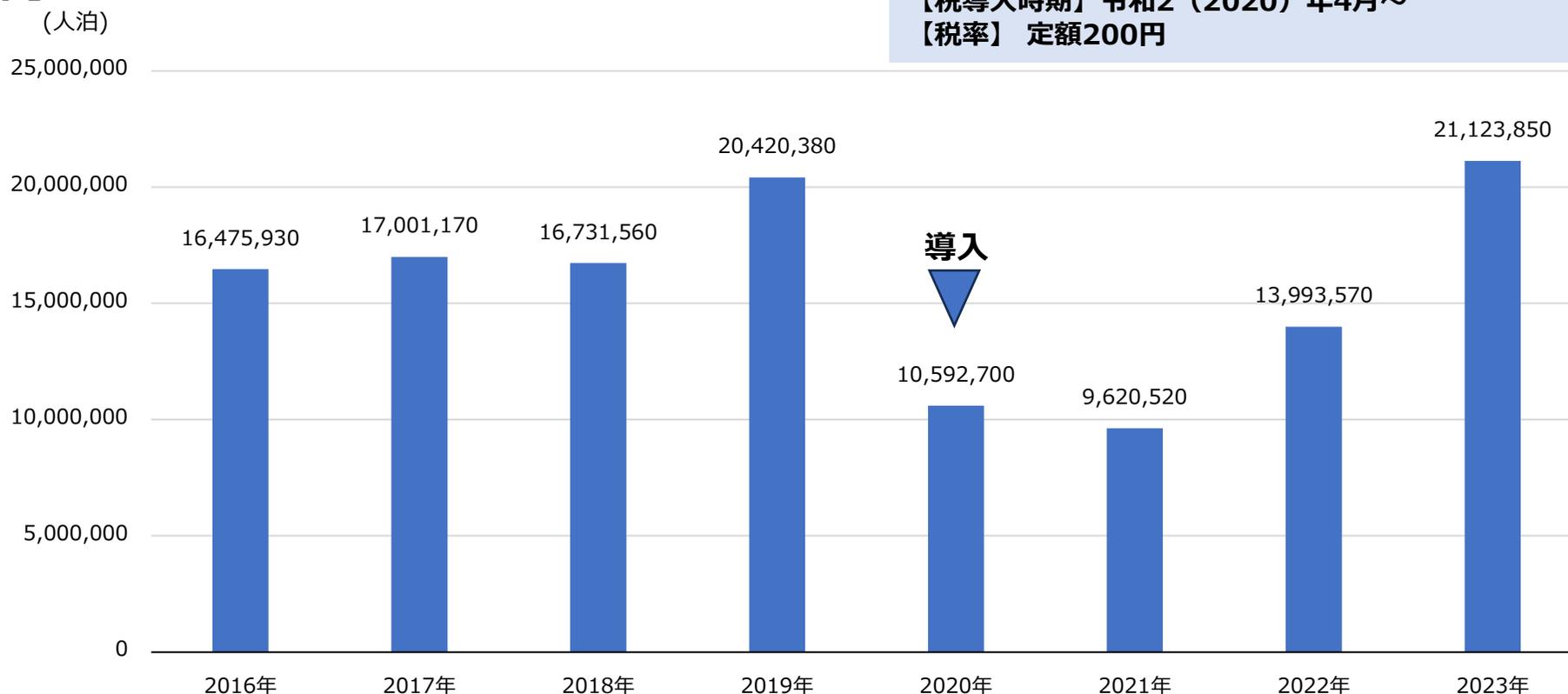
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
延べ宿泊者数	31,010,470	33,212,480	39,897,970	47,427,510	19,717,020	17,858,740	30,522,480	50,701,480
全国順位	3	3	2	2	3	3	2	2
全国比	6.3%	6.5%	7.4%	8.0%	5.9%	5.6%	6.8%	8.2%
延べ宿泊数（全国）	492,485,160	509,596,860	538,001,500	595,921,480	331,654,060	317,773,850	450,458,460	617,474,940

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

2-2 導入による県観光への影響 <導入済都府県の宿泊者推移>

【福岡県】

【税導入時期】 令和2（2020）年4月～
【税率】 定額200円



	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
延べ宿泊者数	16,475,930	17,001,170	16,731,560	20,420,380	10,592,700	9,620,520	13,993,570	21,123,850
全国順位	11	11	11	9	11	11	11	9
全国比	3.3%	3.3%	3.1%	3.4%	3.2%	3.0%	3.1%	3.4%
延べ宿泊数（全国）	492,485,160	509,596,860	538,001,500	595,921,480	331,654,060	317,773,850	450,458,460	617,474,940

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

3 使途の素案

千葉県が取り組むべき観光振興施策

「事業者及び市町村へのアンケート」結果及び検討会議での議論を踏まえ、県が取り組む必要があると考えられる観光振興施策の整理を行った。（下記はあくまでも現段階で想定している用途の方向性であり、税の導入後、毎年度の予算編成の中で事業を構築し、県議会の議決を経た上で決定する。）

千葉県が取り組むべき観光振興施策と事業規模

約45億円

取組の方向性

約32.5億円

1 観光人材の確保・育成・定着 約11億円

- ・観光地経営人材の支援等
- ・観光産業人材の支援等
- ・実務人材の確保等



3 インバウンドの推進 約4億円

- ・効果的かつ効率的なプロモーションの展開
- ・受入環境の充実
- ・県内周遊の促進及び旅行消費額の増加



2 持続可能な観光地づくり 約14億円

- ・観光客のニーズの把握と地域の多様な資源の磨き上げ
- ・観光資源の有効活用等
- ・二次交通等
- ・宿泊・滞在を延ばす取組



4 デジタル技術の活用 約3.5億円

- ・観光客のニーズに合った情報提供等
- ・経営効率化のための活用
- ・ビッグデータ等の活用による観光地経営の効率化等
- ・デジタル人材の確保・育成



市町村、DMOへの支援 約11億円



市町村が行う地域ならではの取組の推進

- ・上記取組に合致する市町村が行う地域ならではの取組の支援

DMOの設立支援、DMOが行う地域ならではの取組の推進

- ・上記取組を推進していくための観光地域づくり法人(DMO)の設立等の支援
- ・上記取組に合致するDMOが行う地域ならではの取組の支援

宿泊税事務の適正な運営 約1.5億円

3-2 千葉県が取り組むべき観光振興施策（各論①）



1 観光人材の確保・育成・定着 約11億円

取組の方向性	施策
観光地経営人材の支援等	<ul style="list-style-type: none"> ◆観光経営人材の育成支援事業 大学等が実施する、観光産業における経営やマネジメントを担う人材の育成に向けた教育プログラムの開発及び実施運営 ◆魅力ある観光地を形成するためのDMOの人材確保支援事業 高付加価値コンテンツの開発や、専門的知見や外国人目線を有する外部専門人材の登用に係る費用を支援
観光産業人材の支援等	<ul style="list-style-type: none"> ◆アドバイザーを活用した観光事業者支援事業 アドバイザーの助言を受けて行う経営の改善、新しい事業の展開、事業承継等に関する取組を支援
実務人材の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ◆観光地域づくり人材確保・育成事業 求職者と事業者のマッチング、視察バスツアーの実施、調理師専門学生等の特定の分野の学生に向けた体験事業の実施、SNSによる千葉県観光人材イメージアップ等により人材の確保を行うとともに、従業員へおもてなし研修を実施しお客様対応力の向上を推進 ◆スポットワーカーの活用支援事業 スポットワーカーの活用に向けた短時間業務の創出等の業務の見直しの伴走支援や、スポットワーカーと事業者のマッチングを支援 ◆外国人材の観光・宿泊業への就職・育成推進事業 国内専門学校や人材送り出し国との関係構築・連携した外国人材の確保や、インターンシップ受け入れや就業環境整備等、外国人材の採用及び定着に係る経費の支援をするとともに、観光・宿泊業に従事する外国人材向けの日本語研修等を実施 ◆定着に向けた従業員の福利厚生充実の支援事業 雇用の安定を図るため、従業員用の寮の整備や研修制度を設ける等、従業員の福利厚生の改善に取り組む観光・宿泊事業者の支援を行うとともに、地域ぐるみで従業員の勤務・生活環境の改善に努める地域を支援 ◆観光・宿泊業の人材不足解消のための設備整備事業 観光・宿泊業の人材不足解消に向け、設備投資などの効率化を通じ、人材の効果的な配置とサービス水準向上を強化する取り組みを支援 (想定例) 受付・案内・掃除・運搬を自動で行う業務用ロボットの導入 自動精算・自動チェックインシステム、施錠管理システムの導入

3-2 千葉県が取り組むべき観光振興施策（各論②）



2 持続可能な観光地づくり 約14億円

取組の方向性	施策
観光客のニーズの把握と地域の多様な資源の磨き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 収益性向上に向けた観光地・施設の整備促進事業 宿泊施設等の改修、廃屋の撤去、統一した街並みや景観の創出、古民家再生による新事業の創出等により、地域・産業の収益性を向上するための取組を支援 ◆ ユニバーサルツーリズム推進事業 宿泊施設等のバリアフリー化や研修の実施、バリアフリー情報発信強化等により、ユニバーサルツーリズムを強力に推進
観光資源の有効活用等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 千葉ならではのコンテンツ開発・ツーリズム推進事業 多様な地域資源を組み合わせた魅力あるコンテンツ開発・販売まで一貫した伴走支援や大胆なハード整備等により、千葉ならではのツーリズムの推進を支援 ◆ M I C E 誘致の推進事業 国際会議やインセンティブなどのM I C E 誘致を推進。また、M I C E の開催において重要度が高まっているサステナビリティの取組及びユニークベニューを活用した会議やレセプション等を支援。合わせて、M I C E の誘致・開催に係る専門的なスキルを持った人材の育成を支援 ◆ 富裕層のニーズを満たす観光・宿泊施設の誘致に向けた環境整備事業 今までにない体験の提供等を行う企業が新たに千葉県に立地する際に、周辺環境の整備等の支援を実施し、地域の開発を推進
二次交通等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 観光地へのアクセス向上事業 個人旅行者に向けた主要観光地を周遊するバス・タクシーの運行やレンタカーの割引等により観光地へのアクセス向上を支援 ◆ 公共交通機関情報のデータ化等による利用促進事業 公共交通機関情報のデータ化促進等により簡単に目的地までの経路の検索が可能になるとともに、公共交通機関のアプリなどの連携により旅ナカ等でのプロモーションを実現し、千葉県の周遊を促進
宿泊・滞在を延ばす取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ナイトタイムエコノミー等による宿泊促進支援事業 地域でのナイトタイムエコノミーの実施や平日や閑散期に訪れた旅行者に対する特典等により、宿泊の平準化や促進を支援 ◆ 教育旅行等利用促進事業 県内を周遊する教育旅行等に対し、バス借り上げ費用や宿泊費を支援 ◆ 千葉県型ワーケーションの推進事業 長期滞在が見込まれ観光消費額の高いデジタルノマド等、新たな客層の誘客に取り組む宿泊施設のソフト・ハード整備を支援



3 インバウンドの推進 約4億円

取組の方向性	施策
効果的かつ効率的なプロモーションの展開	<p>◆国・地域別の戦略的なインバウンド誘客促進事業 今までターゲットにできなかったエリアも含め、市場の特性に合わせて、本県ならではのコンテンツの情報発信等を行うことで、観光地としての認知度の向上を図り、本県への外国人観光客の誘客を促進 （想定例）ビッグデータを活用した分析によるターゲットエリア・レップの拡大 外国人インフルエンサーを活用したSNS等による魅力発信</p> <p>◆海外OTA活用支援事業 インバウンド促進や観光消費の拡大を図るため、宿泊事業者や着地型観光商品を販売する県内事業者に対して、更なる海外OTAの活用支援を行うとともに、宿泊施設や本県着地型観光商品の認知度向上や販売数増加を促進</p>
受入環境の充実	<p>◆宿泊施設等のおもてなし環境整備促進事業 宿泊施設等における多言語化、IT環境の整備やキャッシュレス決済端末の導入等、利用者の利便性向上につながる施設整備を支援 （想定例）施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応 館内及び客室内におけるWi-Fi整備 キャッシュレス決済端末の導入</p> <p>◆観光エリアのFree Wi-Fi 設置促進事業 観光エリアにおけるFree Wi-Fiの整備を支援</p> <p>◆観光ガイドの育成事業 外国人観光客の誘致を促進するため、自然、歴史、食、文化等の観光コンテンツに高い専門性を有する通訳ガイドを育成</p>
県内周遊の促進及び旅行消費額の増加	<p>◆千葉への周遊・宿泊促進に向けた広域周遊ツアー造成支援事業 千葉県への周遊・宿泊の促進に向けた、近隣自治体と連携した広域周遊ツアー等の造成の伴走支援や、成田国際空港の利用者の県内周遊・宿泊の促進</p>



4 デジタル技術の活用 約3.5億円

取組の方向性	施策
<p>観光客のニーズに合った情報提供等</p>	<p>◆顧客への情報提供ツールの導入支援事業 観光・宿泊事業者が顧客のニーズにあった情報提供を行うためのツールの導入等を伴走支援 （想定例）旅マエ～旅ナカ～旅アトの一連の流れに対応した情報発信 （旅マエ：ウェブサイトの充実 旅ナカ：リアルタイム観光スポット提案サービス 旅アト：リピート促進のためのマーケティング）</p> <p>◆顧客の利便性向上を目指す事業者の支援事業 観光・宿泊事業者が顧客の利便性の向上のためのシステム等の導入を伴走支援 （想定例）予約・決済等一括対応サービス・アプリ フロント呼出・ルームサービス注文・情報閲覧等客室システムの導入</p>
<p>経営効率化のための活用</p>	<p>◆デジタル化による業務効率化支援事業 観光・宿泊事業者がIT等の専門家の助言を受けて行う、デジタル技術による業務効率化やサービス向上の取組を支援 （想定例）ビッグデータを活用したマーケティング・販売促進・新サービス創出 管理業務の効率化を図る業務管理システムの構築・導入 販売実績の分析等が可能な顧客管理システムの構築・導入 等</p>
<p>ビッグデータ等の活用による観光地経営の効率化等</p>	<p>◆観光地における観光DX推進事業 県のデータ管理プラットフォーム（DMP）で収集した情報のDMO、事業者等への提供、データ活用に向けた研修の実施及びDMOと事業者間の連携強化支援により観光DXを強力に推進</p>
<p>デジタル人材の確保・育成</p>	<p>◆観光・宿泊DX人材の確保・育成支援事業 副業・兼業人材の活用による観光・宿泊DX人材の確保や、研修の機会の提供によりリスキリングを促進</p>

※その他対象事業については、今後観光・宿泊事業者へのヒアリング等を通じて詳細を詰めていく。

市町村・DMOへの支援について（市町村アンケートより）

複数の市町村から、宿泊税の一部を市町村へ分配するよう、要望があった。

●宿泊税の導入に当たっては、その用途を明確にするとともに、納税者をはじめ、観光事業者等の十分な理解が得られる制度とするとともに、各自治体により観光行政における課題は異なることから、地域に合った取組みに柔軟に対応できる運用とするため、適正な方法により算出した交付金を各自治体に配分する制度とするよう要望します。

また、当該交付金は各市町村の理解を得た県と市町村間での配分割合とするとともに、市町村間の交付金の配分に当たっては、各市町村の宿泊者数等を考慮するよう要望します。

●福岡県のように納税額に応じて宿泊税の一部を各市町村に分配するような方式の実現を強く要望する。（分配等がなければ、市独自で宿泊税を課税したほうが良いという意見がある。）

千葉県と市町村の二重課税とならないよう調整していただきたい。

●市町村が自由に使える財源がほしい。

●適切な方法により算出した交付金を各自治体に配分する制度とするよう要望します。

●補助金対応ではなく、交付金対応として各市町村の自由度を高くできるようにしていただきたい。

宿泊施設の理解を得るためにも県内市町村の均等割りではなく、宿泊税の徴収額に応じた額の配分にしていただきたい。

県内市町村が独自に宿泊税の導入を行おうとする場合の対応として、どのように想定しているのか、お示しいただきたい。

●過疎地域の条件不利地域でない為特別交付税が受けられない制度が多い。

そのため、宿泊税の一部を自治体に流し森林環境譲与税のようなイメージで使えるようにしていただきたい。

※DMOの設立・運営にかかる経費など

県の観光振興施策の方向性と合致する市町村やDMOの取組については、宿泊税財源のうち一定割合（約25%）を、市町村またはDMOが主体となって行う事業の支援に活用できる形とする。

市町村・DMOに期待される役割

県

- ・観光人材の確保・育成・定着
- ・県内全域・広域的な観光地域づくり
- ・持続可能な観光地域づくりに取り組む観光・宿泊事業者の取組支援
- ・新たな観光振興施策に取り組む県内市町村・DMOの支援

連携

市町村・DMO

- ・地域のブランディング
- ・景観の維持や美しい街並み、良好な都市景観の形成、保全のほか、観光地の創設・再整備など
- ・地域の賑わいづくりのための観光コンテンツ企画
- ・近隣市町村と連携した周遊ルート企画造成
- ・他地域と連携した誘客のためのプロモーション
- ・上記事業のために行う地元関係事業者との調整



市町村・DMOが行う地域における取組への支援 約11億円【市町村活用イメージ】

- ◆**地域における美しい観光地づくり促進事業（ハード事業）**
統一した街並みや、美しい景観創出のために行う観光施設の改修や廃屋撤去等の支援
- ◆**地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツ企画造成事業（ソフト事業）**
新たな観光客の掘り起こしのために行う、観光コンテンツの企画造成
上記に伴い実施するプロモーション活動等の支援
- ◆**DMO（地域DMO・地域連携DMO）の設立・運営支援事業**
DMO本登録に必要な専門人材の育成講座の実施
DMOの安定した運営のための必要な支援

※その他対象事業については、今後市町村と協議して詳細を詰めていく。



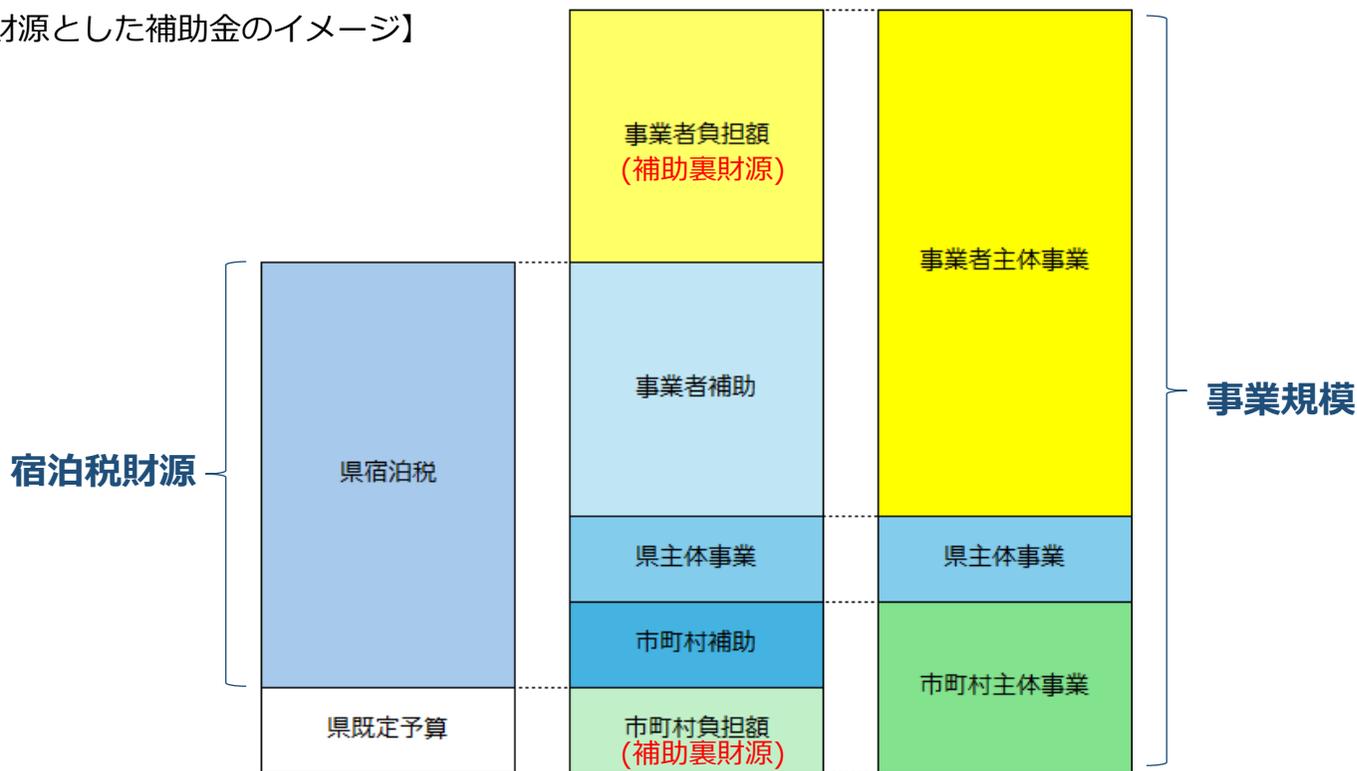
鴨川市魅力体験広場の利活用事業として、広場に新たな施設を整備し、賑わい創出事業を行う民間事業者の募集・選定を実施。
選定した民間事業者による観光施設の整備が進められ、R5.4に「Kamogawa SEASIDE BASE」がオープン。

3-4 市町村への支援の方法①（補助金）

市町村への支援の方法① 補助金

- 県の用意する補助事業メニューに即して市町村が主体となって実施する事業に対し、一定割合を県宿泊税財源から補助する。

【宿泊税を財源とした補助金のイメージ】



- メリット
- ・ 県が考える観光振興施策の実現に資する市町村事業を促進することができる。
 - ・ 宿泊税財源よりも多額の事業規模を実施することができる。
 - ・ 市町村における財源の使途を把握できる。（明確化）
 - ・ 真に必要とする観光需要に即して宿泊税財源を効率的に配分できる。
 - ・ 市町村にも一般財源等による負担が発生するため、事業の効果について市町村が主体となって説明することが求められる。
- デメリット
- ・ 市町村側に補助裏財源の負担が発生する。
 - ・ 県の補助金交付に関する事務負担が大きい。

市町村への支援の方法② 交付金

- 一定の配分基準に基づいて、市町村に交付金を配分する

【事例】福岡県宿泊税交付金

- ・ 交付対象者 : 県内市町村（独自に宿泊税を課す市町村を除く）
- ・ 交付対象事業 : ①令和2年度以降新たにまたは拡充して実施する観光振興事業
②①の事業のうち、令和3年度以降に継続して実施する事業
③①または②の事業を実施するため、基金に積み立てる事業
（基金積立年度の翌々年度末までに実施する事業に限る）
※基金積立年度の翌々年度末に基金残高が生じる場合は、県へ返還
- ・ 配分基準 : ・ 県税収入の一部を市町村（導入団体除く）へ交付
（宿泊者数と旅行者数を考慮して配分し、配分項目のウェイトは「宿泊者数：旅行者数＝80：20」）
・ 県全体の観光の底上げを図る観点から最小交付金額は50万円

出典：福岡県宿泊税検討委員会報告書（令和5年9月）から調製

メリット

- ・ 一定の算定基準に基づき交付金額が市町村間で公平（明確）。
- ・ 使途に関して市町村の自由度が高い。
- ・ 県の交付金配分に関する作業負担は少ない。

デメリット

- ・ 機械的な配分により、真に必要な観光行政需要と交付金額が必ずしも一致しないため、資源の効率的な活用が図られない恐れがある。
- ・ 観光振興施策が明らかでない事業や、既存一般財源の置き換えに充当される可能性も否定できない。
- ・ 効果が薄いと思われる観光振興事業であっても、交付金がある限り継続する恐れがある。
- ・ 予算消化の観点で、効果の見込めない事業にも充当される恐れがある。

4 税制度設計の素案

4 - 1 税制度設計の素案（全体像①）

項目	税制度設計の素案	(参考) 税制度設計のたたき台
課税客体	県内に所在する次の施設又は住宅（以下、「宿泊施設」という）への宿泊 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊） 	県内に所在する次の施設又は住宅（以下、「宿泊施設」という）への宿泊を想定 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者	上記宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数	上記宿泊施設への宿泊数
税率 (税額)	1人1泊につき <u>150円</u> の一律定額制	税率は定額制とし、 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な税率（段階的定額制の採用） ・免税点の設定の是非 ・課税免除の設定の是非 について検討
免税点	<u>なし（設定しない）</u>	
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 ※ <u>修学旅行等の例外規定は設定しない</u>	

4 - 1 税制度設計の素案（全体像②）

項目	税制度設計の素案	(参考) 税制度設計のたたき台
徴収方法	特別徴収 (特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ納入する)	特別徴収 (特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ納入する)
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の経営者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の経営者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告納入期限	各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入する ※一定の要件を満たす場合、 <u>3ヶ月分をまとめた納入を可能とする</u> (具体的な要件については検討)	各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入する ※一定の要件を満たす場合、 <u>複数月ごとの納入を可能とすることを検討</u>
制度の見直し	条例施行後 <u>5年</u> を目途に検討を行う	条例施行後必要な年数ごとに検討を行う
特別徴収義務者報奨金	納期内納入額に対して <u>2.5%</u> (導入後の加算措置や上限の設定について検討)	納期内納入額に対して一定額とし、導入後の加算措置や上限の設定について検討

●課税客体

県内に所在する次の施設又は住宅（以下、「宿泊施設」という）への宿泊

- ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
- ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）

<考え方>

- ・宿泊行為により享受する行政サービスは宿泊施設によって大きな違いはないため、課税の公平性の観点から、課税客体は**全ての宿泊施設（旅館・ホテル・簡易宿所、民泊、特区民泊）を対象とすることが適当である。**

※旅館業法の許可施設及び住宅宿泊事業法の届出施設について、関連部署と連携を図り、課税対象施設の適切な把握に努める。

○宿泊事業者アンケート（税制度設計のたたき台） ※自由記載欄から課税客体に関する意見を抜粋

（シティホテル）宿泊税を取るのであれば、全ての施設で取った方が良い。必ず不平不満が出てくる。

（民泊） 専業事業者ではなく、利用日数も年間50日程度の規模のため、ホテル等と同様に税を徴収するのは不公平である。規模の大きいホテルや旅館から徴収すべきであり、民泊については除外すべき。

（民泊） 民泊は非課税としてほしい。

○検討会議の委員発言概要

（第2回）

- ・旅館ホテルは様々な規制をクリアしながら営業を行っていて、簡易な設備で営業ができる民泊とますます差が開くというふうな観点からも、民泊に関しても徴収すべき。
- ・水平的公平性の観点からも民泊を含めて広く課税対象とすることは重要だと思う。ただ、民泊がどの程度課税対象にできるのか、実態把握の検討が必要である。
- ・宿泊税を使って民泊のパトロールを行うべきである。

● 税率（税額）

1人1泊につき150円の一一定額制

<考え方>

- ・ 徴収を行う宿泊事業者の事務負担を軽減するため、最も簡素となる「一一定額制」を採用する。
※ 宿泊事業者アンケートで半数以上の事業者が「一一定額制が適切」と回答している点も考慮する。
- ・ 具体的な税率は「千葉県の取り組むべき施策の事業規模（約45億円）」から、県内の延べ宿泊者数（約2,800万人）を考慮し、150円とすることが適当である。（※次頁に税収規模を記載）

○ 宿泊事業者アンケート（税制度設計のたたき台）

・ 宿泊税の税率設定について

問. 千葉県で宿泊税を導入することとなった場合、税率の設定はどのような形が適切と考えますか

選択肢	回答数	割合
一律の定額制（1泊につき100円など、一定額の宿泊税を徴収する）	76	53%
段階的定額制（2万円未満の宿泊料金の場合は1泊につき100円、2万円以上の宿泊料金の場合は1泊につき200円を徴収するなど、宿泊料金に応じて宿泊税の金額が変わる）	26	18%
定率制（1泊の宿泊料金について1%など、一定率を乗じた宿泊税を徴収する）	20	14%
その他（自由記載）	22	15%

○ 検討会議の委員発言概要

（第2回）

- ・ 定率制だと宿泊事業者に対する説得においてハードルが上がる。定額制にしてほしいという意見が多い。
 - ・ 徴税コストや宿泊者にとってのわかりやすさを考慮すると一定の定額制が望ましい。
 - ・ 手続きが煩雑だからという理由で一定の定額制にするのではなく、少し手間がかかっても段階的な定額とし、それをもって宿泊施設に貢献できる事業を実施できればよい。
- 可能であれば、段階的定額制を採用した際のシミュレーションを行って、税収差のインパクトを見たい。

<税収規模の試算> 1年あたり約42億円程度

- ・ 税率を1人1泊150円の一律定額制とした場合、令和5年の県内の延べ宿泊者数が約2,800万人（※）であることから、税収規模は1年あたり約**42億円（150円×2,800万人）**である。

※¹観光庁の宿泊旅行統計調査（2023年・年間値（確定値））…旅館・ホテル・簡易宿所が対象（民泊は対象外）
千葉県延べ宿泊者数…27,773,740人

※²住宅宿泊事業の宿泊実績（2023年2月～2024年1月、2ヶ月ごとの報告）…民泊が対象
千葉県延べ宿泊者数…151,037人

<段階的定額制とした場合のシミュレーション>

- ・ 段階的定額制を導入している自治体の事例を参考に、仮に税率を「**1泊2万円未満の場合に150円、1泊2万円以上の場合に300円**」とする段階的定額制を採用した場合、宿泊事業者アンケートで各施設から得た料金区分をもとに税収規模を試算。

⇒**税収規模は1年あたり約44億円となり、税率を1人1泊150円の一律定額制とした場合と比べ、約2億円の増収が見込まれる。**

料金区分(※)	回答数	延べ宿泊者数	税率	税収規模
2万円未満	122	約2,700万泊	150円	約41億円
2万円以上	8	約100万泊	300円	約3億円
			計	約44億円

※料金区分は宿泊事業者アンケートの「貴施設の平均的な宿泊料金（客単価・税込み価格）【大人1名、素泊まり】」の回答から集計（「設定なし」の回答は回答数から除外）

※上記のシミュレーションは各施設の「平均的な宿泊料金」をもとに料金区分、延べ宿泊者数、税収規模を単純に試算したものであり、実際は同じ施設でも季節や曜日、客室のグレードにより宿泊料金変動するため、2段階の両方の税率に該当することがある。

- 免税点
なし（設定しない）

<考え方>

- ・ 宿泊者は宿泊料金の多寡に関わらず、一定程度の行政サービスを享受していると考えられ、公平性の観点から、宿泊料金による免税点は設けないことが適当。
- ・ 宿泊料金は季節や曜日等により変動するため、免税点を設定すると、宿泊事業者の徴収事務が煩雑になる。宿泊事業者の事務負担を軽減する観点からも、免税点を設けないことが適当。
※ 宿泊事業者アンケートで半数以上の事業者が「宿泊料金によらず、全ての宿泊者から徴収した方が良い」と回答している点も考慮する。

○ 宿泊事業者アンケート（税制度設計のたたき台）

- ・ 宿泊料金が一定額未満の宿泊者から宿泊税を徴収しないことについて

問. 宿泊料金が一定額未満（5千円未満や1万円未満など）の宿泊者から宿泊税を徴収しないことについて、どのように考えますか。

選択肢	回答数	割合
宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収した方が良い	85	59%
宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い	45	31%
その他（自由記載）	14	10%

○ 検討会議の委員発言概要

（第1回）

- ・ 免税点を設定すると、かなり業務が煩雑になると思うので、導入すると大変じゃないかなと思う。

（第2回）

- ・ ビジネス相手で3千円台の宿泊料金設定もあるが、非常に分岐等が難しいので、取るなら取るという方向にしてほしいという意見が多いのも事実である。

●課税免除

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊（※修学旅行等の例外規定は設定しない）

<考え方>

- ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、先行自治体と同様に、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から、消費税免除の取扱いに準じ、宿泊税を課税免除とする。
 - ・**宿泊事業者の負担軽減の観点から、特定の宿泊客（修学旅行等）を課税免除とする規定を設けない。**
- ※修学旅行を課税免除とする場合、宿泊事業者が学校等から証明書を受領し、一定期間保管する必要が生じる。宿泊事業者アンケートで、**半数以上の事業者が「全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき（例外規定を設けない）」と回答している**点も考慮する。
- ・修学旅行等に対しては、宿泊税の使途の中で、**宿泊・滞在を延ばす取組への支援策を検討する。**

○宿泊事業者アンケート（税制度設計のたたき台）

- ・特定の宿泊客から宿泊税を徴収しないことについて

問. 特定の宿泊客から宿泊税を徴収しないことについて、適切と考えるものがあれば選択してください。

選択肢	回答数	割合
全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき（例外規定を設けない）	81	56%
修学旅行生は宿泊税を免除すべき	36	25%
その他（自由記載）	27	19%

○検討会議の委員発言概要

（第1回）

- ・修学旅行生について、京都市では宿泊事業者にとっては大変なので、やめてほしいという意見も出ていた。

（第2回）

- ・修学旅行生からも宿泊税を徴収し、何らかのインセンティブを設ける形で還元できるといいのではないかな。
- ・修学旅行生については、目的やコストを踏まえてその分野の関係者の意見を聞くことが必要ではないかな。

● 申告納入期限

各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入とするが、**一定の要件を満たす場合には3ヶ月分をまとめた納入を可能とする**（具体的な要件については検討）

<考え方>

- ・小規模事業者の申告納入に係る事務負担への配慮として、一定の要件（年間の宿泊税額、営業開始時期等）のもと、申請により、**3ヶ月分をまとめた納入を認めることが適当**。
- ※具体的な要件（3ヶ月分をまとめて良いとする事業者の範囲）及び申請手続の設計にあたっては、**先行自治体における運用を参考としながら、柔軟に検討を進める**。

○ 宿泊事業者アンケート（税制度設計のたたき台）

・ 申告納期限について

問. 申告納期限のうち、貴施設において対応が可能なものを選択してください。

選択肢	回答数	割合
毎月分を翌月の末日までに申告納入（例：3月分を4月末日まで）	75	52%
3ヶ月分をまとめて申告納入（例：3～5月分を6月末日まで）	40	28%
その他（自由記載）	29	20%

※その他として、「1年分をまとめて」「半年分をまとめて」といった意見あり。

● 制度の見直し

条例施行後、**5年**を目途に検討を行う。

<考え方>

- ・ 宿泊税施行後の状況調査及び分析に要する期間、見直し内容の検討に係る期間、先行自治体における見直し期間の設定状況を踏まえ、**5年**を目途とする。

●特別徴収義務者報奨金

納期内納入額の2.5%とし、導入後（導入当初）の加算措置や上限の設定について検討。

<考え方> ※先行自治体では「納期内納入額の2.5%」に加え「導入当初5年は0.5%を加算する」場合が多い。

- ・ 宿泊税の徴収事務を担っていただく宿泊事業者に対しては、**徴収事務に要する負担の考慮に加え、特別徴収制度の円滑な運営のため、報奨金を交付することが適当。**
- ・ 先行自治体の状況やゴルフ場利用税・軽油引取税における特別徴収義務者への報奨金（双方とも2.5%）とのバランスも踏まえ、**納期内納入額の2.5%を基本としながら、導入当初の加算措置や上限の設定について検討する。**

●その他項目

- ①eLTAXについて…申告・納税等をオンラインで完了できるため、**宿泊事業者及び賦課徴収部門の双方にメリットが大きく、導入にあたっては積極的な周知に努めたい。**
- ②**宿泊事業者のシステム改修に係る支援…一定の支援を行うか検討。**

○宿泊事業者アンケート（税制度設計のたたき台）

・ 「eLTAX」での宿泊税の電子申告について
問. 「eLTAX」での宿泊税の電子申告が可能となる場合、
貴施設で利用されますか。

選択肢	回答数	割合
利用したい	70	49%
利用する予定はない	53	37%
その他（自由記載）	21	14%

・ 貴施設で使用している会計システムの改修について
問. 宿泊税の導入にあたり、貴施設で使用している
会計システムの改修が必要になると考えられますか。

選択肢	回答数	割合
必要と思われる	96	67%
不要と思われる	33	23%
その他（自由記載）	15	10%

<市町村との調整に係る県の基本的な考え方>

- ・ 県内で宿泊税の導入を検討している複数の市町村が存在している。
- ・ 県としては**市町村が宿泊税を課税する目的や税収の使い道を尊重しつつ、当該市町村において、宿泊税を納めていただく宿泊者へ配慮するとともに特別徴収義務者となつていただく宿泊事業者の事務負担を考慮する必要がある。**
- ・ そのため、県としては、県内で宿泊税の導入を検討する市町村とは、
〔
 - ①導入時期（宿泊税をいつ導入するか）
 - ②賦課徴収の主体（宿泊税の賦課徴収を県と市町村のどちらが行うか）
 - ③税率（県と市町村の宿泊税の税率をどのように設定するか）等〕
について、**早期に調整を図る必要がある**と考えている。

（参考）県内市町村の動き

①浦安市

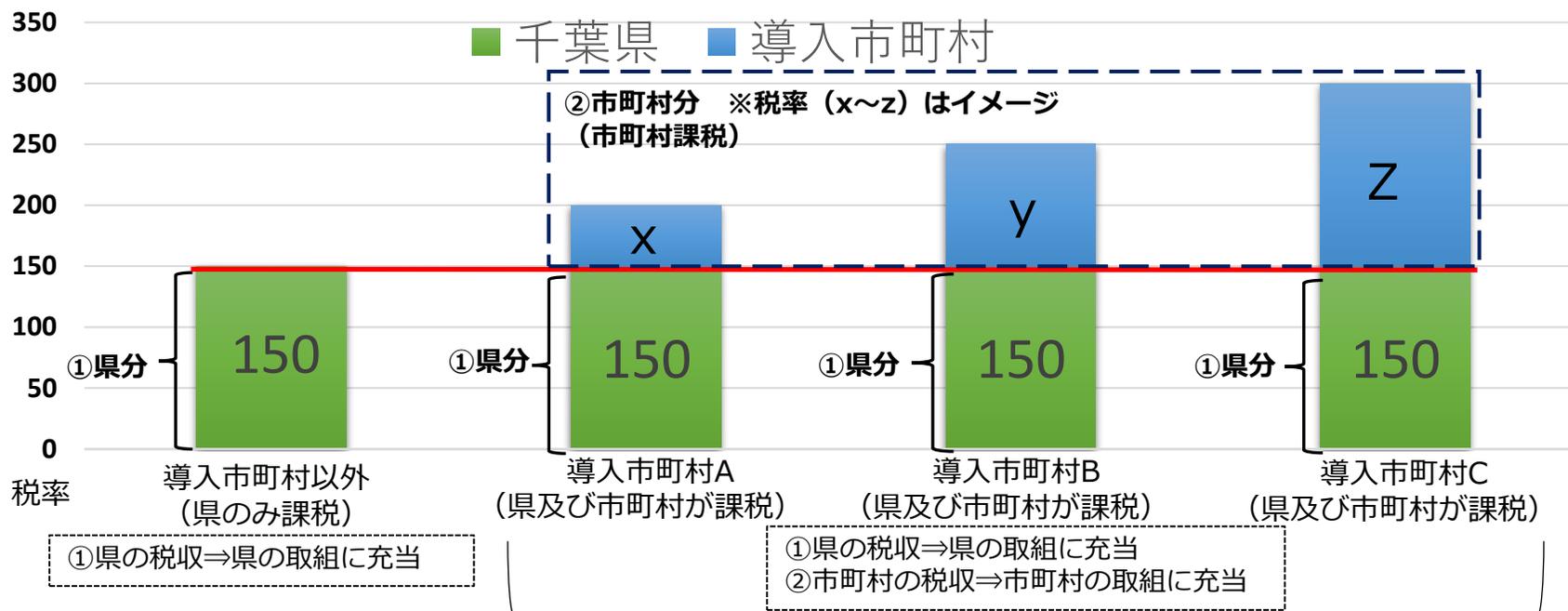
- R6.2.8 定例記者会見で市長が宿泊税導入の検討を表明
- R6.5.28 第1回浦安市宿泊税導入検討委員会を開催

②南房総市

- R6.5.24 定例記者会見で市長が宿泊税導入の検討を表明
- R6.6.11 第1回南房総市宿泊税検討委員会を開催

4-4 市町村との調整（具体的なイメージ）

- ・ 宿泊税を活用して県が取り組むべき観光振興施策の事業規模は約45億円であることから、県の税率は県内一律で150円とする。



○導入市町村以外 ⇒県の税率150円（県の取組：150円）

○導入市町村（Aの場合）⇒県の税率150円（県の取組：150円）+市町村の税率（x円）

- ・ 県の税率は導入市町村以外と同様に150円とする。そのため、県・市町村を合算した税率が他の市町村に比べて高くなる。

※県及び市町村が課税する導入市町村では、宿泊事業者等の負担を軽減する観点から、県と市町村において、**宿泊税の導入時期**や**賦課徴収の主体等**について綿密な調整を行う必要がある。

4-5 (参考) 宿泊税を導入している自治体の状況

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1
納税義務者	旅館・ホテルへの宿泊者	旅館・ホテル・簡易宿所・民泊への宿泊者							
税率 ※1人1泊あたり	①100円 (1万～1万5千円) ②200円 (1万5千円～)	①100円 (7千～1万5千円) ②200円 (～2万円) ③300円 (2万円～)	①200円 (～2万円) ②500円 (～5万円) ③1,000円 (5万円～)	①200円 (～2万円) ②500円 (2万円～)	宿泊料金の2% (定率制)	一律200円 ※福岡市内、北九州市内は50円	①150円 (～2万円) ②450円 (2万円～)	一律150円	①100円 (～1万円) ②200円 (～2万円) ③500円 (2万円～)
免税点	あり (1万円)	あり (7千円)	なし	なし ※R6.10.1～あり(5千円)	なし				
課税免除	外国大使等		修学旅行 外国大使等	外国大使等	修学旅行 外国大使等	外国大使等		修学旅行 外国大使等	
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体に納入する）								
特別徴収義務者	旅館・ホテルの経営者	旅館・ホテル・簡易宿所・民泊の経営者 宿泊税の徴収について便宜を有する者（実質的経営者）							
申告期限	各月の初日から末日までの間の分について翌月末日までに納入 ※一定の要件（金額要件、経営開始時期等）を満たす場合、3ヶ月ごとの納入が可能								
制度の見直し	5年ごと					条例施行後3年、その後は5年ごと		3年ごと	
特別徴収義務者報奨金	納期内納入額の2.5% 導入5年:3% [上限]100万円	納期内納入額の1.0～2.5% 導入5年: +0.5%加算	納期内納入額の2.5% 導入5年:3% [上限]200万円	納期内納入額の2.5% 導入5年:3% [上限]前/後期各50万円	納期内納入額の1.0～2.5% 導入5年: +0.5%加算	納期内納入額の2.5% 導入5年:3% (導入5年は全て電子申告かつ納期内納入で3.5%) [上限] 200万円		納期内納入額の2.5% [上限]50万円	
システム改修に係る補助金	なし								あり 補助率1/2 [上限50万円]

5 用途の明確化（見える化）

(1) 先行自治体の状況（全9団体回答）

① 宿泊税に係る特別会計の設置

全9団体で未設置

※地方自治法第209条第2項

特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

② 未設置の理由

- ・ 地方自治法第209条第2項に基づき不要と判断したため。（1団体）
- ・ 一般会計における観光振興に関する多岐にわたる分野の事業に充当しており、特別会計設置は特に念頭に無かった。なお、長期的なインフラ整備を見越して基金は設置している。（1団体）
- ・ 一般会計に計上し予算を執行することとしている。（1団体）
- ・ 特に理由なし（4団体）
- ・ 不明（2団体）

③ 宿泊税に係る特定目的基金の設置

4団体で設置

(1) 先行自治体の状況（前頁続き）

④宿泊税の使途に係る検証組織の設置
4団体で設置

⑤使途の公表方法（複数回答）

- ・ホームページ（全9団体）
- ・事業者に資料を送付（2団体）
- ・広報誌（1団体）

⑥公表の内容（複数回答）

- ・予算書あるいは説明資料等において明示（4団体）
- ・決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示（3団体）
- ・検証組織による検証結果（2団体）
- ・令和5年度に令和元年度から4年度までの活用事業を掲載したパンフレットを作成（1団体）
- ・宿泊税活用事業を紹介する冊子を毎年度作成（1団体）
- ・宿泊税活用事業一覧（Excel形式）（1団体）
- ・宿泊税を財源とした事業（取組事例）（2団体）

(2) 地方団体における観光事業特別会計の状況

休養宿泊施設の宿泊料や観光施設の入場料等を施設運営費に充当している。

地方団体における特別会計【観光施設事業】事業数・施設数の内訳

区分	法適		法非適		計	
	事業	施設	事業	施設	事業	施設
1. 休養宿泊施設	10	14	58	76	68	90
2. 索道	4	4	30	32	34	36
3. その他観光	19	33	102	163	121	196
温泉		14		78		92
観光会館		-		1		1
城		-		8		8
公園		-		5		5
動植物園		-		7		7
博物館		1		2		3
資料館		-		2		2
水族館		-		-		-
休憩施設等		2		12		14
その他※		16		48		64
計(1~3)	33	51	190	271	223	322

出典：令和4年度地方公営企業年鑑（総務省HP）

※ その他には、ゴルフ場、キャンプ場、スキー場等がある。

（3）本県における使途の明確化の方向性

- 予算書あるいは説明資料等に明示する。
- 決算書の事項別明細書あるいは説明資料等に明示する。
- 宿泊税を負担した宿泊者や宿泊事業者等に対して、宿泊税の使途を広くわかりやすく伝えるため、ホームページで公表することとする。
- 一般財源と区分して経理するとともに、年度間の事業規模の増減に柔軟に対応するため、宿泊税に係る特定目的基金の設置について検討する。
- 宿泊税に係る使途及びその効果を検証する組織の設置について検討する。
- 特別会計の設置については、特定目的基金の設置に関する検討と合わせて検討する。